

新旧対照表

2024年2月3日改正

証券総合取引約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7)非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款</u></p> <p>(8)～(10) (省略)</p> <p><u>(11)定期つみたて投資約款</u></p> <p>(12) (省略)</p> <p><u>(13)STOCK POINT 現物受取サービス規約</u></p> <p>(14) (省略)</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)～(9) (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(11) (省略)</u></p>
<p>第4条 (証券総合取引のご利用)</p> <p>1. お客様は、この約款等に基づいて、・・・ (以下省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3)定期つみたて取引</u></p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>(5)おまかせ運用口座のご利用</u></p> <p><u>(6) (省略)</u></p> <p><u>(7)少額投資非課税口座 (以下「NISA」といいます。)のご利用</u></p> <p><u>(8)～(9) (省略)</u></p> <p><u>(10)定期入金サービスのご利用</u></p>	<p>第4条 (証券総合取引のご利用)</p> <p>1. お客様は、この約款等に基づいて、・・・ (以下省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)～(6) (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第13条 (注文内容の明示)</p> <p>1. <u>店頭取引または投資信託に係る取引注文の際には、銘柄、売り買いの別、数量または金額および税区分を、取引所取引においては、・・・(以下省略)</u></p> <p>2. <u>おまかせ運用に係る取引注文の際には、売り買いの別、金額および税区分を明示していただきます。</u></p> <p>3. (省略)</p>	<p>第13条 (注文内容の明示)</p> <p>1. 取引注文の際には、銘柄、売り買いの別、数量または金額および税区分を、取引所取引においては、・・・(以下省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. (省略)</p>
<p>第23条 (取扱い有価証券等)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. お客様がNISA口座を開設されている</u></p>	<p>第23条 (取扱い有価証券等)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>お客様で、有価証券等の売買の発注をいただく際、同一銘柄であっても特定口座またはNISA口座で税制区分が異なる場合は、別銘柄としてお取扱いいたします。(ただし、おまかせ運用は除きます。)</u></p>	
<p>第33条 (対象書面) (1)～(12) (省略) <u>(13) NISA口座に係る信託報酬等の概算値のお知らせ</u> (14)～(20) (省略)</p>	<p>第33条 (対象書面) (1)～(12) (省略) <u>(新設)</u> (13)～(19) (省略)</p>
<p>第59条 (定期積立) <u>1. お客様はつみたて投資約款に基づき、国内株式、米国株式、追加型投資信託受益証券または受益権 (以下「投資信託」といいます。) およびおまかせ運用の定時定額取引によって買付することができます。</u> <u>1-2. 定期つみたて投資による買付ができる投資信託は、当社が選定する銘柄の中から、お客様が指定する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) とし、当社所定のお申込み手続きによってお取引を開始できます。</u> <u>1-3. 前項のほか、定期つみたて投資による買付ができる国内株式、米国株式は、当社が選定する銘柄の中からお客様が指定する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) とし、おまかせ運用を含め、当社所定のお申込み手続きにより定期つみたて投資を開始することができます。</u> 2. 当社は、次条に定める払込金相当額の確認ができなかった場合、全ての指定銘柄の買付について、お申込みがなかったものとして取扱い、買付を行いません。<u>ただし、買付優先順位が指定されている場合は、買付優先順位の順に払込金相当額で買付代金を充足できる指定銘柄まで買付を行います。</u> 3. (省略)</p>	<p>第59条 (定期積立) <u>(新設)</u> <u>1. お客様が追加型投資信託受益証券または受益権 (以下「投資信託」といいます。) の定時定額購入取引によって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄の中から、お客様が指定する銘柄 (以下「指定銘柄」といいます。) とし、当社所定のお申し込み手続きによってお取引を開始できます。</u> <u>(新設)</u> 2. 当社は、次条に定める払込金相当額の確認ができなかった場合、全ての指定銘柄の買付について、申し込みがなかったものとして取扱い、買付を行いません。<u>(以下、新設)</u> 3. (省略)</p>
<p>第61条 (買付時期および価額) 1. 当社は、各累投口に係る有価証券の目論</p>	<p>第61条 (買付時期および価額) 1. 当社は、各累投口に係る有価証券の目論</p>

<p>見書等が発行されている場合にはそれに従い、遅滞なくその買付を行います。</p> <p>2. 前項の買付価格は当該目論見書等に記載の基準価額といたします。また、その他の有価証券等については、定期つみたて投資約款で定める価格等といたします。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>見書等に従い、遅滞なくその買付を行います。</p> <p>2. 前項の買付価額は当該目論見書等の定める価額といたします。(以下、新設)</p> <p>3. (省略)</p>
<p>第 68 条 (預金口座振替請求入金)</p> <p>1～3. 省略</p> <p>4. お客様は、<u>予め定期入金のご利用をお申込みいただくことにより、当社がお客様の設定内容に基づき、本預金口座振替請求の方法にてお客様ご指定の金融機関預金口座から定期的に入金することができます。</u></p> <p>5. 省略</p>	<p>第 68 条 (預金口座振替請求入金)</p> <p>1～3. 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 省略</p>

国内株式店頭取引サービス取扱規約

(下線部変更)

新	旧
<p>第 2 条 (サービスの内容)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 本サービスにおける注文方法は、当社が定める単位による金額を<u>その都度</u>指定しご発注いただきます。</p> <p>3-2. <u>前3項のほか、お客様は定期つみたて投資約款に基づき、予め定期つみたて投資契約をお申込みいただき、定期的を買付注文を発注いただくことが出来ます。この場合、注文発注後の取扱いは、原則、本取扱規約に準じます。</u></p> <p>4～10. (省略)</p>	<p>第 2 条 (サービスの内容)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 本サービスにおける注文方法は、当社が定める単位による金額を指定しご発注いただきます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4～10. (省略)</p>
<p>第 9 条 (注文の取消および訂正)</p> <p>1. 本サービスでは、予約注文受付時間 (5:00～8:30) に限り注文の取消を受付けます。なお、訂正を行いたい場合、注文の取消後、再度注文入力を行なってください。<u>ただし、つみたて投資約款に基づく定期買付注文の場合、取消および訂正はできません。</u></p> <p>2. (省略)</p>	<p>第 9 条 (注文の取消および訂正)</p> <p>1. 本サービスでは、予約注文受付時間 (5:00～8:30) に限り注文の取消を受付けます。なお、訂正を行いたい場合、注文の取消後、再度注文入力を行なってください。<u>(以下、新設)</u></p> <p>2. (省略)</p>

米国株式店頭取引サービス取扱規約

(下線部変更)

新	旧
<p>第2条 (サービスの内容)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p><u>3-2. 前3項のほか、お客様は定期つみたて投資約款に基づき、予め定期つみたて投資契約をお申込みいただき、定期的に買付注文を発送いただくことができます。この場合、注文発注後の取扱いは、原則、本取扱規約に準じます。</u></p> <p>4～12. (省略)</p>	<p>第2条 (サービスの内容)</p> <p>1～3. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4～12. (省略)</p>
<p>第5条 (注文受付時間)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. 前項に関わらず、つみたて投資約款に基づく定期買付注文については、同約款に定めた定期買付日の当社が定める時間に注文を発送いたします。</u></p> <p><u>4～5. (省略)</u></p>	<p>第5条 (注文受付時間)</p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3～4. (省略)</u></p>
<p>第8条 (取引価格)</p> <p>1. (省略)</p> <p><u>1-1. 前項に関わらず、つみたて投資約款に基づく定期買付注文の場合には、定期買付日に当社が指定する情報配信ベンダーより取得する米国株式市場における最初に付ける取引値段または気配値から算出した当社の提示価格といたします。</u></p> <p>2～6. 省略</p>	<p>第8条 (取引価格)</p> <p>1. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2～6. 省略</p>
<p>第9条 (為替レート)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 取引為替レートは、レート提示時に情報配信ベンダーから取得したインターバンクの為替レートを基準にスプレッドを加減算した為替レートといたします。<u>ただし、定期買付注文の場合には、定期買付日における米国株式市場の取引開始時間最初に情報配信ベンダーから取得したインターバンクの為替レートを基準といたします。</u></p> <p>3. 省略</p>	<p>第9条 (為替レート)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 取引為替レートは、レート提示時に情報配信ベンダーから取得したインターバンクの為替レートを基準にスプレッドを加減算した為替レートといたします。<u>(以下、新設)</u></p> <p>3. (省略)</p>
<p>第11条 (注文の取消および訂正)</p> <p>本サービスでは、当社からの提示した取引価格等により速やかに約定が成立いたし</p>	<p>第11条 (注文の取消および訂正)</p> <p>本サービスでは、当社からの提示した取引価格等により速やかに約定が成立いたし</p>

<p>ます。そのため、法令で認められている場合を除き、注文の取消および訂正はできません。<u>また、つみたて投資約款に基づく定期買付注文の場合においても、取消および訂正はできません。</u></p>	<p>ます。そのため、法令で認められている場合を除き、注文の取消および訂正はできません。<u>(以下、新設)</u></p>
---	--

入出金サービス取扱規約

(下線部変更)

新	旧
<p><u>第 10 条の 2 (定期入金請求指示)</u></p> <p><u>1. お客様は、予め定期入金サービスのお申込みをいただくことにより、定期的に口座振替請求によるお客様預金口座からの自動入金を行うことができます。</u></p> <p><u>2. 定期入金の設定日は、1～28 日の中から自由に選択することができ、合計 3 日間設定することができます。</u></p> <p><u>3. 原則、入金日は設定いただいた日付ですが、設定いただいた日付が休業日である場合、翌営業日に一括請求し、同日入金いたします。</u></p> <p><u>4. 設定金額の金額単位および 1 回の最大請求金額は、前条と同様といたします。</u></p> <p><u>5. 定期入金の新規設定、変更および解除の各受付は、新規設定 (または変更、解除) しようとする日付の前日までといたします。なお、当該日までに登録等ができなかった場合は、次回の入金日から適用いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

以上